

「拘束介護」マンション提携の医療法人

言葉をせず滨州音水か

入居者の大半が「拘束介護」を行っていた東京都北区の「シニアマンション」で、入居者が受けているのは、医師の訪問診療や往診について、意図通りにできる入居者の多くが「先生は来なくていい」とばかり話していることがわかった。内部資料によれば、昨年末まで医師が毎朝、入居者約160人を約25分で回診していた。診療報酬が不適切に請求されていた可能性がある。

(医療法人関係者に対する入居者が証言した映像と音声から抜粋)

入居者「先に来ていい」

内部資料では、昨年末まで診療所の院長が毎朝、午前7時35分～8時の25分間でマンション3棟の約160人を回っていたことがある。「シニア回診」と呼ばれていた。

複数の医療法人関係者によると、回診の前になるところリーダー格のヘルパーが各居室のドアを開ける。院長は居室に入るこ

ともあるが、ほどんどは廊下を歩くだけだったといふ。医療法人は朝日新聞の取材に対し、「適法かつ適切に訪問診療を行っており、そ

の診療に基づいて医師の指示により同一日に看護職員が行う各種の医療行為も訪問診療のものとして1回の訪問診療料を保険請求しています」とコメントした。

松

川

君

動画

入居者が賃貸契約を結ぶマンション業者は、近くで診療所を運営する医療法人を提携している。入居するには、原則的にこの診療所に1ヶ月間入院し、入居するには、原則的にこの診療所の院長の訪問診療や往診を受け、訪問介護をこの法人が運営する訪問介護事業所から受ける。

医療・介護付きをうたうマンション3棟の入居者約160人のほとんどが寝たきりだ。今年7月、そのうち意図通りにできる42人が、マンションでの院長の診療について医療法人関係者に証言した映像と音声の朝日新聞が入手した。

42人のうち30人は、ヘルパーや看護師による訪問介

診療や訪問看護があつた日時や回数などを具体的に説明できた。ところが、院長の人々は、原則的にこの診療所に1ヶ月間入院し、入居するには、「週1回」、もう1人は「月2回」と答えた。入居者は、入居した時は会診を受ける。入居後は、1人は「週1回」、もう1人は「月2回」と答えた。入居者は、入居した時は会診を受ける。入居後は、1人は「週1回」、もう1人は「月2回」と答えた。

訪問介護事業所に監査に入る東京都の職員らは、14日午後1時30分、東京都北区、患者撮影。訪問介護事業所に監査に入る東京都の職員らは、14日午後1時30分、東京都北区、患者撮影。訪問介護の方法に問題がある疑いが強まり、強制力をあらわす「拘束介護」が虐待に当たるが、廊下から声をかかられただけ」などと答えた。残り12人は、「うなづいていた」などと答えた。

東京都は14日午後、東京都北区の「シニアマンション」にヘルパーを派遣して、訪問介護事業所など3カ所に、介護保険法に基づく立ち入り監査を行った。この3カ所に、介護保険法に基づく立入り監査を行った。午後1時50分に、東京都の指導監査部と高齢社会対策部の9人と、北区介護保険課の3人が、訪問介護事業所が入る建物に立ち入った。段ボール箱を持ち込んだ。マンション居住者へのサービス実施記録や介護プランなどを押収した。

北区も14日、「制度外示立上りた。問題があれ

ば、国や都と連携して事業者を指導するとしている。(風間直樹)

25分で160人「回診」・ほぼ廊下歩くだけ

都、立ち入り監査 訪問介護事業所

部などからも事情を聞く方針だ。今後は行政処分を検討し、最も重い場合は事業者の指定が取り消されることになる。

北区も14日、「制度外示立上りた。問題があれ

ば、国や都と連携して事業者を指導するとしている。(風間直樹)

この日はマンションには立ち入りし、「拘束介護」の状況を確認している。訪問介護の方法に問題がある疑いが強まり、強制力をあらわす「監査」に切り替えた。東京都は、訪問介護事業所を運営していた医療法人の幹部に対して任意でマンションへ立ち入りし、「拘束介護」の状況を確認している。訪問介護の方法に問題がある疑いが強まり、強制力のある監査に切り替えた。

これに対し、厚生労働省保険局医療課は「訪問診療料はあくまで医師の診療行為に対して支払われるものだ。看護職員の同一日の行為を一連のものとして、訪問診療料を保険請求する」としている。

(浜井也、丸山ひかり)



[ゆかり]は三島食品株式会社の登録商標です。

141115 東京日々新新聞 (章月千い)